

山梨県公報

第二千八百二十三号

平成三十年

九月十日

月 曜 日

甲府市下曾根町字一丁田一四八六番一地先 まで	新	一七五・四	
甲府市向町字遠免三〇七番一地先から 甲府市下曾根町字一丁田一四八六番一地先 まで	新	六・五 四二・一	七四三三・三
甲府市白井町字吉間一三九一番六地先から 甲府市下曾根町字一丁田一四八六番一地先 まで		一九・二 一七五・四	四三八五・六

山梨県告示第二百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所において、この告示の日から平成三十年十月一日まで一般の縦覧に供する。)

平成三十年九月十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜八ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市須玉町若神子字御所村北二二三二番 八地先から 北杜市須玉町若神子字御所村北二二三二番 八地先まで	八・〇 九・一	八・〇 一四・七		七・八

山梨県告示第二百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所において、この告示の日から平成三十年十月一日まで一般の縦覧に供する。)

平成三十年九月十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 増富若神子線
- 三 道路の区域

目次

- 道路の区域変更(五件)……………四七七
- 河川区域の指定の一部改正(二件)……………四七八
- 都市計画事業の認可(二件)……………四五八
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………四五九
- 砂利採取業務主任者試験の実施……………四六〇
- 換地処分の実施……………四六〇

告示

山梨県告示第二百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年十月一日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市向町字遠免三〇七番一地先から 甲府市下曾根町字一丁田一四八六番一地先 まで	六・五 四二・一	一九・八		七四三三・三
甲府市落合町字曾根一一九一番一地先から		二五七九・四		

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市須玉町若神子字御所前二五二番一地从先から 北杜市須玉町若神子字御所村北二二三番 八地先まで	六・七	六・七	九・五	一一・二
	一六・七	一九・七		

山梨県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成三十年十月一日まで一般の縦覧に供する。
平成三十年九月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 箕輪須玉線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市須玉町若神子字御所前二四九番一地从先から 北杜市須玉町若神子字御所前二四九番一 地先まで	八・二	八・二	一一・五	八・八
	一九・八	八・八		

山梨県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成三十年十月一日まで一般の縦覧に供する。
平成三十年九月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 須玉中田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市須玉町若神子字御所前二五二番一地从先から 北杜市須玉町若神子字御所前二五二番一 地先まで	八・七	八・五	八・七	五・三
	一五・九	六・三		

山梨県告示第二百七十号

一級河川長沢川に係る河川区域の指定（平成十二年山梨県告示第五百三十六号）の一部を次のように改正する。
平成三十年九月十日

山梨県知事 後 藤 斎

第一号図から第十号図までに係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県国土整備部治水課及び峡南建設事務所（身延河川砂防管理課を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百七十一号

一級河川東川に係る河川区域の指定（平成十二年山梨県告示第二十一号）の一部を次のように改正する。
平成三十年九月十日

山梨県知事 後 藤 斎

第一号図から第三号図までに係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県国土整備部治水課及び峡南建設事務所（身延河川砂防管理課を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

第一号図から第三号図までに係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県国土整備部治水課及び峡南建設事務所（身延河川砂防管理課を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第五十九条第一項の規定により、都市計画法の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成三十年九月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 都市計画法の種類及び名称 峡東都市計画道路事業七・五・一号 加納岩小学校西通り線
- 二 施行者の名称 山梨市
- 三 事業施行期間 平成三十年九月十日から平成三十七年三月三十一日

四 事業地

- 1 取用の部分 山梨県山梨市大字下神内川字屋敷平、字沢ハタ及び字前田地内
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第二百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画法の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年九月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画道路事業三・五・一六号 加納岩小學校前通り線
- 二 施行者の名称 山梨市
- 三 事業施行期間 平成三十年九月十日から平成三十七年三月三十一日
- 四 事業地
 - 1 取用の部分 山梨県山梨市大字下神内川字屋敷平、字沢ハタ、字梅ノ木及び字前田地内
 - 2 使用の部分 なし

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年九月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成三十年八月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人やまなし消費者支援ネット
 - 2 代表者の氏名 花輪仁士
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、消費者の被害の防止及び救済のための活動を主たる目的とし、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連

携・相互援助を図りつつ、各種消費者被害の調査・研究・情報収集・情報提供並びに消費者被害の未然若しくは拡大防止、及び被害救済のための活動を行うことによつて、消費者全体の利益擁護、消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成三十年九月四日から同年十月四日まで

● 砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成三十年九月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 試験日時 平成三十年十一月九日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館四〇一会議室
- 三 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。
 - 1 砂利の採取に関する法令
 - 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 五 受験手続
 - 1 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (二) 砂利採取業務主任者試験受験票及び砂利採取業務主任者試験受験票（控）（砂利採取業務主任者試験受験票（控）には写真（受験願書提出前六月以内に撮影した縦四センチメートルかつ横三センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）一枚をのり付けすること。）
 - 2 受験手数料 八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）
 - 六 受験願書受付期間 平成三十年十月十九日（金）から同年十一月二日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送の場合は、同月二日までの消印のあるものは有効とする。
 - 七 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部森林整備課
 - 八 合格者の発表 平成三十年十一月三十日（金）に山梨県防災新館東側掲示板及び山

梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を公表するとともに、合格者に通知する。

九 その他

1 試験当日持参する物

(一) 砂利採取業務主任者試験受験票

(二) 筆記用具

2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―二二三―一六四五）に問い合わせること。

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（玉宮地区玉宮第一工区）の換地処分を平成三十年八月三十一日実施した。

平成三十年九月十日

山梨県知事 後 藤 齋